

入籍届

届出期間	届出した日から成立のため、届出期間はありません。家庭裁判所の許可が必要な入籍届は、許可が下りてからできるだけ早く届出してください。
届出人	<p>①入籍する人(入籍する人が15歳以上の場合)</p> <p>②入籍する人の法定代理人(親権者・未成年後見人等。入籍する人が15歳未満の場合)</p> <p>※署名欄に押印いただく印鑑は、朱肉を使う印鑑をお願いします。</p> <p>※窓口へ届書を持参される方は、上記届出人でなくても可能です。 ただし届書に署名するのは上記届出人をお願いします。</p>
届出場所	<ul style="list-style-type: none"> ・現本籍地 ・新本籍地 ・届出人の所在地 ・一時滞在地 <p>いずれかの市町村役場</p>
必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・戸籍事項全部事項証明書(戸籍謄本)1通(届出地に本籍のない方) ・届出人の印鑑(朱肉を使用するもの) ・家庭裁判所の「子の氏変更許可の審判書謄本」 <p>※許可書が不要な場合もありますので、戸籍係にお尋ねください。許可書の有効期限はありませんが、家庭裁判所の許可をもらって、入籍届をするまでの間に、戸籍に変動があつて(例えば、父や母が死亡するなど)許可当時と状況が変わっている場合は、その許可は無効になります。</p>